


【在学生】新型コロナウイルスに対する本学の方針について

2020/06/01 更新(3)

新型コロナウイルス感染症の対応

新型コロナウイルスに関する情報は、日々アップデートされるため、函館短期大学の対応もそれに応じて変化していきます。本学の動きや今後の指示は、函館短期大学ホームページ等を通じて、最新の情報を届けますので、必ず定期的に確認するようお願いいたします。

1. 感染予防について	
①	<p>通常の感染症予防（流水と石けんによる手洗いか、アルコールによる手指消毒・マスク等の咳エチケット）を徹底すること。</p> <p>≪咳エチケットとは≫（厚生労働省 HP）</p> 
②	当面の間、不要不急の外出は控えるようにすること。
③	外出の場合も人ごみをできるだけ避けるようにすること。
④	通学、通勤時はできるだけマスクを着用すること。
⑤	発熱がなく、咳のみの時には、常時マスクを着用すること。
⑥	建物に入る時は、手洗いや手指消毒剤による手指衛生を行ってから入室すること。
2. 感染予防への協力	
①	<p>毎日、自分自身の体調を確認する。</p> <p>1) 発熱 2) 咳 3) のどの痛み 4) 激しい倦怠感 5) 呼吸困難 6) その他の症状</p>
②	<p>起床時等に体調異常（熱がある、強いだるさ、息苦しさ、咳など）を感じた場合は、短大に連絡をする。</p> <p>症状チェック項目に照らして異常が認められると自己判断した場合は、登校せずに自宅待機等とする。</p>
③	学内への出入りに際しては手指の消毒を実施する。
④	休憩時間等には、手洗い・うがいを励行し、 例外を除き学内でのマスク着用を義務付ける。
⑤	授業の途中で明らかに具合が悪い（体調異常）と感じた時には教員に申し出る。
⑥	密閉・密集空間において、近距離での会話を避ける。
⑦	食事前には、必ず手洗いをおこなう。
⑧	授業終了時及び授業中の換気に協力をする（窓及び教室扉の開放）。
3. 授業の対応について	
<p>令和2年度の授業については、原則として、当初の予定どおりの開始時期とします。</p> <p>別途、函館短期大学から指示がある場合は、その指示に従ってください。</p> <p>なお、今後著しく状況が変化した場合は、取扱いを変更する可能性がありますのでご留意ください。</p>	

4. 授業の欠席について	
①	風邪の症状がある場合、発熱、咳、のどの痛み、激しい倦怠感、呼吸困難等の症状がある場合は、外出、短期大学への登校は控えること。
②	4.①の症状により、授業を欠席する場合は、必ず函館短期大学 教務課へ事前連絡をすること。
③	4.①、②による授業の欠席の取り扱いについて（特別措置） 授業出・欠席の取り扱いに関する内部規程 《特別の事由による授業欠席に関する取り扱いについて》 第3条 7 第5条 第7条 を適用する。 適用期間については、別に定める。
④	欠席後、初めて登校したときに、速やかに教務課で所定の手続きを行う。 欠席事項届の提出（特別対応 様式第5号-1）
⑤	4.①による授業欠席の対応について 授業欠席については、原則として補講等を保証する。
⑥	建物に入る時は、手洗いや手指消毒剤による手指衛生を行ってから入室すること。
5. 課外活動, サークル活動について	
課外活動、サークル活動等の実施については、事前に函館短期大学 事務局長へ申し出ること。	
6. 症状に関する相談について（健康管理、相談・受診の目安）	
①	自身が濃厚接触者（※1）となった可能性があると思われる。
②	37.5度以上の発熱がある。
③	強いだるさ（倦怠感）がある。
④	息苦しさ（呼吸困難）があるなど、自身の症状に不安がある。
①、②、③、④のいずれかにあてはまる場合、 保健所等の相談窓口（※2）に相談し、指示に従ってください。	
（※1）「濃厚接触者」とは、新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む。）があった者などをいいます。	
（※2）「相談窓口」	
◆厚生労働省電話相談窓口◆ 電話 0120-565653 9時00分～21時00分	
◆北海道保健福祉部健康安全局地域保健課◆ 電話 011-204-5020 平日 17時30分～21時00分 土日祝 9時00分～21時00分	
◆市立函館保健所◆ 相談窓口 電話 0138-32-1547 平日 8時45分～17時30分 帰国者・接触者相談センター 電話 0138-32-1547 平日 8時45分～19時00分 FAX 0138-32-1526	

■ 診断の結果、新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合 ■

新型コロナウイルス感染症は、政令により「指定感染症」と定められ、学校保健安全法の「第一種感染症」とみなされます。万が一、感染あるいはその疑いと診断された場合は、主治医の許可があるまで登校をしないこと。

学生は函館短期大学（0138-57-1800）に必ず連絡してください。

主治医から登校の許可が出たら、本学の「治癒証明書」に必要事項を記載してもらい、治癒後の登校時に本学指定の「欠席事項届」を合わせて事務局に提出して、授業出席停止期間の手続きを行ってください。

（「治癒証明書」…医療機関発行の治癒証明書でも問題ありません。）

□ ご家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合 □

ご自身も既に感染している可能性がありますので、以下の点に注意して、不要不急の外出は避け、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間は、登校および就業はしないでください。

学生は函館短期大学（0138-57-1800）に必ず連絡してください。

感染者の症状が軽快してから14日間経過するまでは、ご自身の健康状態を監視してください。

<関連リンク>

- ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html



- ・厚生労働省（新型コロナウイルスについての相談・受診の目安）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>



- ・厚生労働省（帰国者・接触者相談センター）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokuyasessyokusya.html



- ・文部科学省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html



- ・首相官邸「新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～」

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>



- ・外務省 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

